## 商品概要説明書

マイカーローン

(令和7年10月1日現在)

商品名	マイカーローン
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80
	歳未満の方。
	○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は前年
	度税引前所得とします。)。ただし、新卒内定者で、入社月の6ヵ月前以降
	に借入申込みいただく場合を除く。
	○原則として、勤続(または営業)年数が6か月以上の方。
	○生活の本拠が定まっている方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。
	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金(借入申込日から過去3か
	月以内にお支払済みの資金を含む。)が対象です。ただし、事業資金(営
	業用自動車等)は除きます。
	①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす(いずれも中古車を含む。)
	のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。
資金使途	②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。
	③運転免許の取得のためのご資金。
	④カー用品(カーナビ等)のご購入資金。
	⑤車庫建設のためのご資金(建設費が100万円以内のものとします。)。
	⑥他金融機関のマイカーローン借換えのための資金(ただし、原則として
	他金融機関ローンの残存期間内)
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内としま
	す。
借入期間	○据置期間を含め6か月以上10年以内とします。
	ただし、JA住宅ローンご利用者は据置期間を含め 15 年以内とします。
	なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回のご融資日からご融資
	対象者の入社前月末までの範囲内とします(最大6か月)。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【変動金利型】
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプ
	ライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の
	翌日より適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J Aの融資窓口へお問い合

	わせください。			
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、 毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増 額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方 式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万 円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。			
担保	○不要です。			
保証人	○当JAが指定する保証機関(新潟県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。			
保証料	<ul> <li>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけ、</li> <li>①一括払い</li> <li>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきませる</li> <li>【お借入額 100 万円・利率 3. 25%・変動金利型の場合のお借入期間</li> <li>1年</li> <li>3年</li> <li>5年</li> <li>7年</li> <li>保証料(円)</li> <li>3, 247</li> <li>9, 279</li> <li>15, 358</li> <li>21, 4</li> <li>②分割払い</li> <li>約定返済日の元利金返済に併せ、保証料をお支払いなお、保証料率は年 0. 60%になります。</li> </ul>	す。 )一括支払保証 10年 78 30,732	15年 46,333	
団体信用生命共済 (保険)	○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済(保険) いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類は表記載の加算利率分高くなります。  □体信用生命共済(保険)名 団体信用生命共済(特約なし) 長期継続入院特約付団体信用生命共済 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 団体信用生命共済(連生) 三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生) がん保障特約付団体信用生命保険 がん保障特約付団体信用生命保険 「がん保障特約付団体信用生命保険(連生) 団体信用生命保険(ワイド)		利率は下 6 6 6 6 6 6	
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.30%			
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<ul> <li>○苦情処理措置</li> <li>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話:0254-26-3048)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</li> <li>また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情</li> </ul>			

等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用で きます。上記当「A金融共済部または「Aバンク相談所にお申し出くださ 新潟県弁護士会 (電話:025-222-5533) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁 護士会 | という) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、 お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方 法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システ ム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあり ません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問 合せください。」 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所 定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いか ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となります。 その他 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口ま でお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完 済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得と みなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税

務署にお問い合わせください。

JA北新潟